

令和5年第4回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和5年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年12月15日	9時30分	議長	重松一徳	
	閉会	令和5年12月15日	10時10分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	栗野 久明	出
	4番	佐々木 教雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出
	7番	松石 健児	出			
会議録署名議員	11番	大山 勝代		12番	松石 信男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 濱口 結花	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	大石 顕		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	平野 裕志	建設課長	今泉 雅己		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	吉田 茂喜	教育学習課長	古賀 浩		
	税務課長	古賀 満宏	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	福祉課長	戸井 竜二	建設課参事	酒井 孝行		
こども課長	山本 賢子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第37、38、39、40、41、42、43、44、45、47、48、49、54号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第46、49、50、51、52、53、54号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第37号 基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第10 議案第44号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について
- 日程第13 同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第47号 基山町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第48号 三神地区環境事務組合理約の変更について
- 日程第16 議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第50号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第18 議案第51号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第52号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 所管事務等の調査について
（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第23 議員派遣の件

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る11日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、総務文教常任委員会審査報告をさせていただきます。

議案第37号 基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第40号 基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

議案第44号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第47号 基山町体育施設の指定管理者の指定について

議案第48号 三神地区環境事務組合理約の変更について

議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳入全般及び歳出所管分

議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、12月11日付け付託された上記の議案を審査の結果、議案第37、38、39、40、41、42、43、44、45、47、48、49、54号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第38、45、49号に対する審査の結果は次のとおりです。

記

議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

基山町社会福祉協議会への職員派遣について定める条例について、この条例を制定する目的についてただしたところ、社会福祉協議会から町に対して職員の派遣要請があったため、職員の派遣に対し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要があるとの説明を受けました。

また、職員の人選についてはどのように行うのかただしたところ、おおむね1か月前に同意を取り、派遣するとの説明を受けました。

職員の給与については社会福祉協議会が負担するが、派遣する職員と現在の事務局長の給与に差があるのではないかとただしたところ、給与差額については、社会福祉協議会の補助金を増額して対応するとの説明を受けました。

当委員会としては、派遣する職員の人選については十分配慮すること、派遣中及び復帰後の身分保障を確実にを行うことを提案いたしました。

議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

今回の条例の一部改正の内容についてただしたところ、放課後児童健全育成事業者、利用者に関わる安全計画の策定等、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認、感染症の発生時や非常時における業務継続計画の策定が新たに追加された。また、衛生管理等については、職員に対して、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びにそのための訓練の定期的な実施が新たに設けられたとの説明を受けました。

当委員会としては、放課後児童健全育成事業に関わる関係者に対し、制度改正を周知するとともに基準に沿った運営に努めるよう提案しました。

議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出 10款5項3目 学校給食センター費

学校給食への異物混入について、今後の対策について予算計上がされていない。その原因

と今後の対策についてただしたところ、大型洗米機につながる水道管内部の金属片が剥がれたことが原因と見ている。今後の対策については、洗米機を使わずに、無洗米を使用していきたいとの説明を受けました。

また、無洗米を使用することについて、米本来の栄養が取れなくなるのではないかとただしたところ、栄養教諭に確認したが、栄養価については問題ない。今後は、洗米機を撤去したスペースを生かし、安心・安全な給食の提供や職員の労働環境改善に努めていきたいとの説明を受けました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

ただいまより厚生産業常任委員会審査報告を申し上げます。

議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について

議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳出所管分

議案第50号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第51号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正について

議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）中歳出所管分

本委員会は、12月11日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第46、49、50、51、52、53、54号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第46号、49号、53号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について

中小企業の融資に関する手続は商工会を通して行っていたが、佐賀県の融資制度見直しに伴い、金融機関に直接申込みをすることで、融資実行の迅速化と融資利用促進を図る条例の改正です。

これまで中小企業小口融資を受けた事業者の件数と、融資を受ける際に事前に登録が必要なのかをただしたところ、過去5年間で34件の融資実績があり、登録制ではないとの説明を

受けました。

今後は事業者が金融機関に直接申し込むことで、町や商工会との関わりについて課題はないのかとただしたところ、町はこれまでどおり金融機関より情報を入手できるが、商工会には情報が入らなくなるとの説明を受けました。

当委員会としては、町は商工会に情報を提供するとともに、企業支援にさらに努めていくよう提案しました。

議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳出所管分

歳出 2款1項6目18節 地域公共交通活性化協議会負担金243万7,000円

町から地域公共交通活性化協議会へ負担金を支払い、利便性・効率性の高い町内移動サービスである予約制・乗り合い型「オンデマンド交通」の実証実験を1か月間行い、町内のオンデマンド交通の需要を検証する事業です。

実証実験の対象地区にコミュニティバスの利用が不便な中山間地域をなぜ選択しなかったのかとただしたところ、当初は中山間地域の第1区、2区、4区、6区を検討して、運行車両をタクシー3台で実証実験を考えていたが、タクシーが2台しか確保できず、タクシー利用の多い第10区、13区を対象地区に選んだとの説明を受けました。

実証実験のデータや情報収集の方法、本格的に導入を決定する機関はどこなのかとただしたところ、利用者や利用しなかった区民からもアンケートを取り、要望等を調査する。その結果から制度の見直しを図り、基山町地域公共交通活性化協議会に諮って本格導入を決めるとの説明を受けました。

通学に利用できるのかとただしたところ、現在、教育委員会は、3キロ以上の通学距離がある第4区の実証実験を要望している。引き続き協議を行い、検討していくとの説明を受けました。

当委員会としては、実証実験を実施するに当たり、町民の要望に応えられるよう、将来の交通形態を見据えて、検討すべき課題を具体的に見だし、検証するよう提案しました。

6款1項5目12節 防災重点農業用ため池調査計画業務委託料2,300万円

近年増加する自然災害に備え、国の事業として、町の防災重点農業用ため池7か所を、令和5年度から令和7年度までの3年間をかけて、劣化状況、豪雨耐性、地震耐性の評価を調査する事業です。

桜の堤（下）はなぜ今回実施対象外なのかとただしたところ、県の事業として平成19年度か

ら平成22年度にかけて防災工事を実施しているため、今回の事業では調査済みとして取り扱うこととなっている。ただし、桜の堤（上）との兼ね合いもあるので、調査の中で検証できないか確認したいとの説明を受けました。

令和7年度に調査が終わり、劣化等によるため池の改修が必要になった場合は、受益者負担が発生する。各ため池の水利組合が整備実施時に負担金支払いが困難な場合にはどうするのかただしたところ、国の方針では、令和12年度を目標に防災工事に着手することとなっている。事業内容によっては受益者負担の割合が違うので、水利組合と協議を行うとの説明を受けました。

当委員会としては、報告書作成に当たり、桜の堤（上）と関連する桜の堤（下）も含めた分かりやすい報告書作成に努めること。また、ため池の整備が必要なときは、受益者負担については丁寧な説明と協議を行うように提案しました。

議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正について

子育て世代の負担軽減に、出産する国民健康保険被保険者に係る産前・産後期間の国民健康保険税所得割額及び均等割額を減額するため、条例の一部を改正するものです。

単胎妊婦は出産予定月を挟んで4か月間、多胎妊婦は同じく6か月間、国民健康保険税が減額になる。減額した保険税分は国から補填されるのかとただしたところ、国、県と町で補填するとの説明を受けました。

制度内容についてどのように周知するのかただしたところ、納付の仕方はそれぞれ違うので、周知漏れがないよう、対象者には個別に対応していくとの説明を受けました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

日程第3 議案第37号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第37号 基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第37号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第37号は可決されました。

日程第4 議案第38号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。水田議員、反対討論ですか、賛成討論ですか。（「賛成討論です」と呼ぶ者あり）反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

じゃ、水田議員、お願いします。

○2番（水田志保君）（登壇）

議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定に賛成ではございますが、全てを理解しているわけではありませんでしたので、意見を述べさせていただきたいと思います。

議員として8か月、私なりに勉強をしておりますが、まだまだ理解できない問題が数多くございます。今回の議案第38号も分からないことが数多くございましたが、各方面の状況や、それから、課題なども少しずつ理解することができました。今議案に限らず、誰にでも理解できるように丁寧な説明を望みます。

この条例が制定されると、この中の職員どなたかが派遣されます。3年から5年のスポット的な派遣、優秀な方たちばかりとはいえ、初めての現職の派遣という状況は、周りの期待

の中に不安もあられるかと思えます。ぜひそんな職員の方に寄り添った派遣をお願いいたします。

少子高齢化の進行や社会環境が変化する中、社会福祉協議会の業務はさらに大変になるかと思えます。派遣される職員が、社会福祉協議会の事務局長として様々な課題に挑戦され、地域福祉の充実を目指して活躍されることを切に願い、そして、これからの社会福祉に対応できる社会福祉協議会全体の強化、その先に、さらなる住民サービスの向上につながることを強く期待いたしまして、私の期待の賛成討論といたします。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第38号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第38号は可決されました。

日程第5 議案第39号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第39号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第39号は可決されました。

日程第6 議案第40号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第40号 基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第40号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第40号は可決されました。

日程第7 議案第41号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第41号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第41号は可決されました。

日程第8 議案第42号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第42号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第42号は可決されました。

日程第9 議案第43号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第43号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第43号は可決されました。

日程第10 議案第44号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第44号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第44号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第44号は可決されました。

日程第11 議案第45号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第45号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第45号は可決されました。

日程第12 議案第46号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第46号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第46号は可決されました。

日程第13 同意第16号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、同意第16号は原案に同意することに決定しました。

日程第14 議案第47号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第47号 基山町体育施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第47号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第47号は可決されました。

日程第15 議案第48号

○議長（重松一徳君）

日程第15. 議案第48号 三神地区環境事務組合理約の変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第48号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第48号は可決されました。

日程第16 議案第49号

○議長（重松一徳君）

日程第16. 議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第49号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第49号は可決されました。

日程第17 議案第50号

○議長（重松一徳君）

日程第17. 議案第50号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第50号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第50号は可決されました。

日程第18 議案第51号

○議長（重松一徳君）

日程第18. 議案第51号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第51号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第51号は可決されました。

日程第19 議案第52号

○議長（重松一徳君）

日程第19. 議案第52号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第52号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第52号は可決されました。

日程第20 議案第53号

○議長（重松一徳君）

日程第20. 議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第53号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第53号は可決されました。

日程第21 議案第54号

○議長（重松一徳君）

日程第21. 議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第54号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第54号は可決されました。

日程第22 所管事務等の調査について

○議長（重松一徳君）

日程第22. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

日程第23 議員派遣の件

○議長（重松一徳君）

日程第23. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員調査派遣計画表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和5年第4回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時10分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松 一 徳

基山町議会議員 大 山 勝 代

基山町議会議員 松 石 信 男